

アシスタントコーディネーター設置要綱

(目的)

第1条 千曲市社会福祉協議会ボランティアセンター機能の充実と、様々なボランティア活動の支援や連絡調整を円滑に進めるために、ボランティアセンターに「アシスタントコーディネーター」を設置する。

(任命)

第2条 アシスタントコーディネーターは、第4条の職務遂行にふさわしい学識及び経験と熱意を有する者のうちから会長が委嘱する。

(任期)

第3条 アシスタントコーディネーターの任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(職務内容)

第4条 アシスタントコーディネーターの職務は次のとおりとする。

- (1) ボランティア活動に関する相談、助言
- (2) ボランティア活動に対する情報の交換、提供
- (3) ボランティアの交流、学習活動の援助
- (4) 関係機関、団体、グループ等との連絡調整
- (5) その他ボランティア活動を効果的に進めるために必要なこと

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

